

令和2年4月20日

保護者のみなさま

大府市立東山小学校
校長 西村 剛志

暴風警報・暴風雪警報・特別警報発表時の対応について

このことについて、東山小学校では、大府市教育委員会や近隣の小・中学校と連携し、下記の通り対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

暴風警報・暴風雪警報・特別警報 発表時の対応

1 該当する警報

- ① 暴風警報 ② 暴風雪警報 ③ 特別警報

2 該当する警報発表地域

○大府市（警報は市町村単位で発表されます。）

3 警報の確認方法

インターネット ・名古屋気象台ホームページ (<http://www.jma-net.go.jp/nagoya/>)

地デジテレビ→dボタンにより気象情報が出ます。

国土交通省防災情報提供センター携帯サイト

(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>)

知多メディアスちたまる安全安心メルマガ（携帯）

→登録すると、警報等の情報が配信されます。<http://www.chitamaru.jp/> にアクセスし、メニュー画面から「安心安全メルマガ」をクリックして登録画面に入ります。

4 警報が発表された場合の登下校

（1）児童が登校する以前に警報が発表された場合

① 午前6時30分までに警報が解除された場合

・平常通り授業・給食を実施します。

② 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合

・解除されて2時間後、当日の授業を実施します。

・給食も実施します。（給食の献立は、平常と異なる場合があります。）

※警報が解除されて登校する場合も、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険な時や、登校が困難な児童は、登校しなくてもよいです。

※特別警報解除後は、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集を行い、安全が確認できるまでは登校させません。授業開始時刻は、学校メルマガでお知らせします。

※集合時刻・出発時刻は、（付記）を参照してください。

③ 午前11時までに警報が解除されない場合

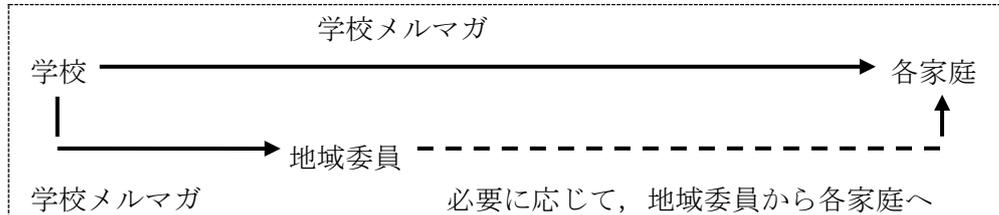
・その日の授業は実施しません。（臨時休業）

(2) 児童の登校後（在校中）に警報が発表された場合

→引き渡しにより下校します。

- ・下記の方法で連絡します。

○学校メルマガ（メールの最後に「大府市 東山小学校」とあるもの）で発信します。
※必要に応じて、学校メルマガを受け取った地域委員から各家庭へ連絡があります。



- ・連絡を受信後、直ちに学校へお子さんを引き取りに来てください。
- ・一斉メール（学校メルマガ）または電話連絡網（学校メルマガに登録されていない方）で連絡しますので、**お子様の教室まで**迎えにきてください。

（兄弟・姉妹がいる場合は、上のお子様から引き取りをお願いいたします。）

《引き渡しカードを使用します。児童引き渡しカードは学校で保管しています。》

- ・お子さんは、お迎えが来るまで学校で待機しています。

※気象状況によっては、大府市教育委員会と協議の上、決定する場合があります。

※車でのおこしは禁止します。勤務先からおこしになる場合も、自宅に車を置いて、徒歩か自転車でおこしてください。

※放課後クラブは閉館しますので、利用されているお子様につきましても**教室まで**引き取りをお願いいたします。

5 その他

○警報が発表されていない場合でも、大雨・道路の冠水等で児童の登校が困難な場合は、保護者の方の判断で登校を見合わせてください。また、その際には学校への連絡をお願いします。

○暴風や大雨等で被害にあった場合は、速やかに学校に連絡してください。

東山小学校 〈TEL〉 4 6 - 9 3 3 3

○放課後クラブは、警報が発表された場合、休みとなります。

大雨警報 ・ 洪水警報 発表時の対応

1 登校前に、大雨警報・洪水警報が発表されている場合

◆原則平常通りの授業を実施

- ・登校前、気象状況等によっては、教育委員会・校長会長との協議の上、休校することもある。
- ・通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断で自宅待機させて学校へ連絡

2 登校後（在校中）に、大雨警報・洪水警報が発表された場合

◆原則平常通りの授業を実施

- ・気象状況や通学路の状態から判断し、教育委員会・校長会長との協議の上、授業等を中止して速やかに下校させることもある。
- ・下校時に下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで学校に待機、もしくは、保護者に引き取りをお願いする場合もある。

南海トラフ地震に関する情報 発表時の対応

◆原則平常通りの授業を実施

- ・南海トラフ地震に関連する情報を注視し、対応については教育委員会・校長会長との協議の上、決定する。

東海地震注意情報 発表時の対応

(東海地震を想定した「大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)」が、現時点では廃止されていないため、この項目を残しています。)

1 「暴風警報・暴風雪警報・特別警報発表時の対応 4」と同じ。

(1) 児童が登校する以前に発表された場合

→自宅待機とします。

- ①午前6時30分までに安心情報発表または、警戒宣言解除された場合
 - ・平常通り授業・給食を実施します。
- ②午前6時30分から午前11時までに安心情報発表または、警戒宣言解除された場合
 - ・解除されて2時間後、当日の授業を実施します。
 - ・給食の有無については、上記の方法で連絡します。
- ③午前11時までに安心情報発表または、警戒宣言解除されない場合
 - ・その日の授業は実施しません。(臨時休業)

(2) 児童の登校後(在校中)に発表された場合

→引き渡しにより下校します。

- ・4(2)の方法で連絡します。
- ・連絡を受信後、直ちに学校へお子さんを引き取りに来てください。
- ・授業または学校行事を直ちに打ち切り、晴雨にかかわらず、**運動場**に学級ごとに集合し、準備が整いしたい全児童とも保護者への引き渡しによる下校を行います。
《引き渡しカードを使用します。児童引き渡しカードは学校で保管しています。》
- ・お子さんは、お迎えが来るまで学校で待機しています。
- ※**車での来校は禁止します。勤務先からおこしになる場合も、自宅に車を置いて、徒歩か自転車でおこしてください。**
- ※放課後クラブは閉館しますので、利用されているお子様につきましても引き取りをお願いいたします。

(3) 児童が在宅の場合

→自宅待機とします。

(4) 児童が登校途中の場合

→直ちに帰宅します。

震度5弱以上の大地震が発生時の対応

1 在校中に大地震が起こった場合

児童を引き渡しにより下校させます。

※保護者の方がお見えになるまで児童を学校で保護しますので、保護者の方は道路等の安全を確認した後、学校へのお迎えをお願いいたします。中学生は引き取り者にはなれません。

※メールや電話での連絡ができない状況になることが考えられます。震度5弱以上の地震発生をお知りになりましたら、すぐに学校までお越しください。

2 在宅中に発災した場合の対応

自宅待機とします。

※市の災害本部が解散するまでは自宅に待機してください。